

# 重要事項説明書

独立行政法人地域医療機能推進機構  
福井勝山総合病院附属訪問看護ステーション

## 1. 事業者の概要

### (1) 事業所の名称等

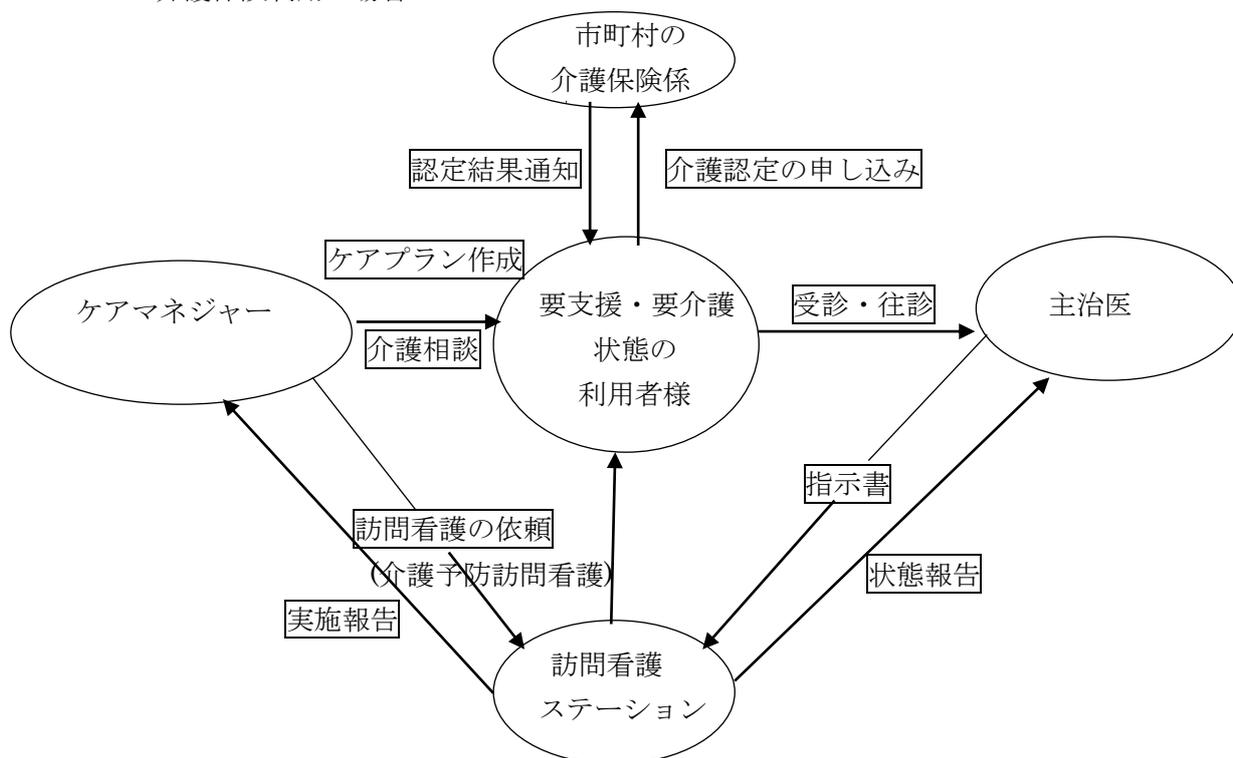
事業者名	福井勝山総合病院附属訪問看護ステーション
住所	福井県勝山市長山町2丁目6番21号
連絡先	0779-87-6209
介護保険指定番号	1860690013
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
サービスを提供する地域	勝山市 大野市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

### (2) 職員体制

管理者	1名（看護職員と兼務）
看護師等	2.5名以上
理学療法士	1名

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護のお申し込みからサービス開始まで 介護保険利用の場合



訪問看護・介護予防訪問看護は、看護師などが家庭を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できます。

主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーにご相談ください。

## 2. 訪問看護・介護予防訪問看護サービスの内容

次のような看護を行ないます

- ・ 病状、障害の観察
- ・ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症患者の看護
- ・ カテーテル等の管理
- ・ 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・ 褥瘡の予防、処置
- ・ ターミナルケア
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ その他医師の指示による医療処置

## 3. 営業日、営業時間のご案内

- (1) 営業日 平日の月～金曜日 (但し、国民の休日、12/29～1/3は除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時
- (3) 電話により24時間常時連絡が可能な体制を確保しています。
- (4) 予定していた看護師等が訪問できなくなった場合について

- ・ 担当看護師等が欠勤の場合、副担当看護師等が代わりに訪問し、利用者に事情を説明
- ・ 担当看護師等が体調の悪い場合は、副担当看護師等が訪問
- ・ 副担当看護師等が都合の悪い場合、一度訪問したことがある者が訪問

※ 上記について、訪問時間又は訪問利用日が変更となる場合があります。

## 4. ご利用にあたってのお願い

- (1) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- (2) やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

## 5. 緊急時対応

- (1) 当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。  
【24時間連絡先 0779-87-6209】

利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は訪問させていただき、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

## 6. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待等の防止に努めます。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを地域包括支援センターに通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査に協力します。

- (1) 虐待の防止に対する委員会を定期的に開催し、担当者を設置します。
- (2) 従事者に対する虐待の防止の指針を整備し啓発、普及するための研修を実施します。
- (3) 関係機関との連携、情報共有を行います。

## 7. 身体拘束の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体

拘束を行わないものとします。

やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 8. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や災害が発生した場合には事業所継続ができるよう対策を講じます。

### (1) 感染症予防及び感染発生時の対応

①感染対策指針を整備する

②感染発生の予防のため委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

③感染発生時には円滑・的確な対応を行うことで被害を最小限に留め事業の継続が行われるように努めます。

### (2) 自然災害対策

①自然災害対策に関する担当者を設置し自然災害対策に関する取り組みを行います。

②大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう業務継続計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

## 9. 相談窓口・苦情対応について

(1) 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を管理者が受け付けます。

・福井勝山総合病院附属訪問看護ステーション

苦情受付担当者 堂下 広美（管理者）

（0779）87-6209

(2) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・勝山市健康体育課介護福祉係

（0779）87-0888

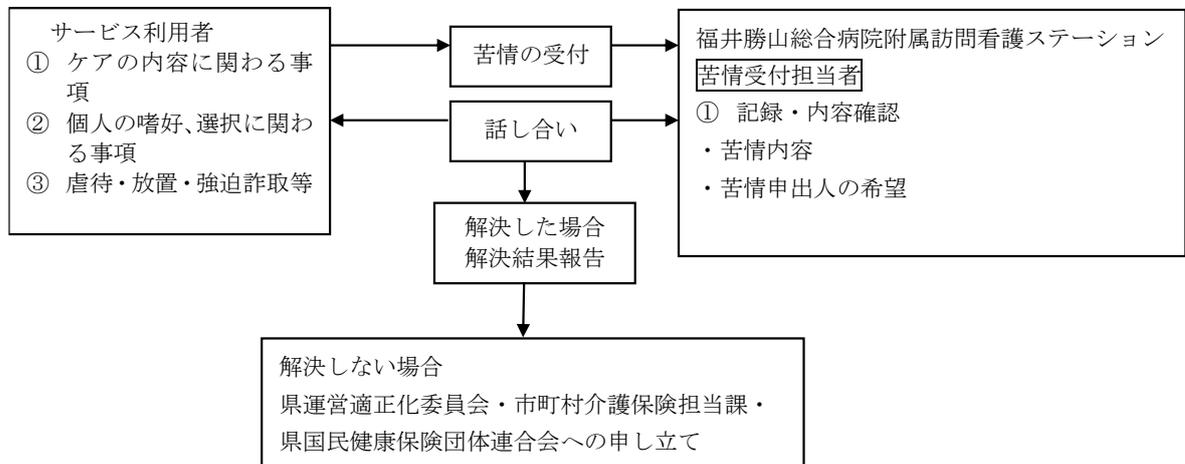
・大野市役所健幸福祉部健康長寿課長寿グループ

（0779）65-7333

・福井県国民健康保険団体連合会

（0776）57-1614

### 【事業者段階の苦情受付の仕組み】



## 10. 損害賠償と事故発生時の対応

事業者は訪問看護・介護予防訪問看護の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えるような事故が発生した場合は、家族関係者、市町村に対し速やかに必要な対応を行います。